**性的マイノリティに対する差別の解消に向けた規定（論点整理）**

資料２

1. **何が性的マイノリティに対する差別にあたるのか。**
2. **条例の性格としては、差別禁止規定を含むべきか、理解増進にすべきか。**

**【論点】**

1. **性的マイノリティに対する差別について**

**〇人権施策推進審議会（31.2.15）における委員の主な意見（要約）**

・性的マイノリティに対する差別については、それぞれの指向の問題があるため、調整しきれるのか。

・差別かどうか、その時の状況や受け止め方の違いで変わってくる。差別禁止を規定するのは難しいのでは。

・差別を受けたと感じている方の、個別の事例を積み上げていくことが必要。

・何が差別なのか不明確な中で、どのように規定するのかが難しい。

⇒　当事者が抱える課題は、家庭、学校、職場、医療・福祉、住まい等の様々な分野にわたっている。

そのような中で、性的マイノリティに対する差別については、社会の共通認識が出来ておらず、何が差別に当たるのかについて多様な考え方がある。

1. **条例の性格について**

**〇当事者団体等の主な意見（要約）**

・LGBTに特化した条例を制定し、自治体が支援と理解の姿勢を明確にすることは大きな意義がある。

・条例によって当事者に対して何らかの保護を提供することは重要。ただ、何が規制の対象となる行為や行動になりうるのかを、明らかにしながら検討を進めていくことが大事。

・差別禁止という強い言葉に抵抗がある。差別禁止規定の前に、まずは理解増進に取組み続けるべき。

・差別禁止も理解増進も最終の目的は同じ。将来的には差別禁止を明文化する意識のもと、現段階では、理解増進の理念条例に留めておくことも考えられる。

⇒　性的マイノリティに対する差別は許さないことを示すことは重要。

そのための方法として、**不当な差別的取扱い禁止を含む条例**とするのか、あるいは「差別は許さない」という姿勢は示したうえで**理解増進の条例**とするか。

**〇法制化の動き**

差別禁止規定が盛り込まれた法案（議員提出）が、衆議院で審議中の一方で、これとは別に、理解増進による法案（議員提出）の提出をめざす動きがある。